



平成 9年 8月25日

奈良市長 大川靖則様

近畿日本鉄道株式会社
取締役 利



近鉄不動産株式会社
取締役社長 関 根 道 彦



登美ヶ丘1 1次住宅地の公共下水道処理区域への編入について (お願い)

拝啓 時下ますますご隆昌のこととお慶び申し上げます。

また、平素は当社業務に関しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記住宅地の開発事業につきましては、第1期住宅地の竣工(平成9年6月)に引き続き、現在は第2期住宅地の早期開発に向けて、鋭意、諸準備を進めておるところでございます。

このうち、汚水の処理につきましては、未だ貴市の公共下水道処理区域に含まれていないため、第1期住宅地につきましては、当社の暫定処理場で処理しているところであります。

つきましては、当開発事業に格段のご理解を頂き、種々ご高配のうえ、第2期住宅地の事業化にあわせ、本住宅地開発区域を公共下水道処理区域へ編入して頂くとともに、「住宅地関連公共施設整備促進事業制度」等の導入により公共下水道を整備して頂きたいお願い申し上げます。

なお、当地区の公共下水道整備については、当社といたしましても、貴市と誠意をもって協議し、協力させて頂く所存でございます。

敬 具

奈良市（以下「甲」という。）と近畿日本鉄道株式会社および近鉄不動産株式会社（以下あわせて「乙」という。）は、乙が開発する登美ヶ丘11次住宅地のうち、奈良市域の開発事業（以下「開発事業」という。）に関連して、

③ 甲が木津川流域において公共下水道の整備事業（以下「本事業」という。）を施行するにあたり、次のとおり覚書を交換する。

第1条 本事業は、別添計画図に示すとおり、開発事業区域を含む奈良市域を対象として施行する。

2 ④ 甲および乙は、本事業の計画策定および実施について協議するものとする。

3 ⑤ 甲は、本事業の計画について、生駒市が生駒市域の木津川流域で施行する公共下水道計画との整合を図るものとする。

第2条 乙は、本事業ならびに前条第3項に関連して必要となる下水処理場が別添計画図に示す位置に立地することを承諾し、乙の保有する土地について用地の協力を行うものとする。

第3条 甲は本事業について「住宅宅地関連公共施設整備促進事業」等の国庫補助制度の導入に努めるものとする。

第4条 乙は、本事業のうち、開発事業区域外の管渠事業を除く事業について、事業費から国庫補助金交付額を差し引いた金額を負担する。

2 乙は、本事業の計画策定に必要な費用を負担する。

第5条 前各条の詳細について必要が生じた場合は、甲、乙別途協議のうえ決定する。

第6条 本覚書に定めのない事項、または本覚書の内容に疑義が生じたときは、甲、乙誠意をもって協議するものとする。

本覚書交換の証として、本書3通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通ずつ保有するものとする。

平成10年9月10日

奈良市二条大路南一丁目1番1号
甲 奈良市公共下水道管理者
奈良市長 大川 靖則

大阪市天王寺区上本町六丁目1番55号
乙 近畿日本鉄道株式会社
取締役社長 田代 和

大阪市中央区難波二丁目2番3号
乙 近鉄不動産株式会社
取締役社長 関根 道彦

協 定 書

奈良市（以下「甲」という。）と近畿日本鉄道株式会社（以下「乙」という。）は、乙の登美ヶ丘1次1期住宅地に関連して、乙が設置した汚水処理場（以下「処理施設」という。）並びに汚水管及びこれらに付属する施設（以下「排水施設」という。）の維持管理について、次のとおり協定を締結する。

第1条 処理施設及び排水施設は、乙の責任において維持管理を行うものとする。ただし、③ 甲の汚水処理計画に変更が生じた場合、甲と乙は互いに協力して下水道事業計画の推進にあたるものとする。

第2条 処理施設及び排水施設について起因する周辺住民からの苦情については、乙の責任において処理する。

第3条 乙は、処理施設及び排水施設を第三者に管理委託する場合又は譲渡する場合は、本協定各条項の内容を当該第三者に承継させるものとする。

第4条 ④ 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じたときは、甲、乙誠意をもって協議するものとする。

以上、本協定締結の証として、本書二通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自一通を保有するものとする。

平成 18 年 6 月 19 日

甲 奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市 藤原 昭
奈良市長

乙 大阪市天王寺区上本町六丁目1番55号
近畿日本鉄道株式会社
取締役社長 山口 昌記